

# 久喜市立学校給食センター調理・配送・配膳業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、久喜市立学校給食センター調理・配送・配膳業務の委託を実施するにあたり、当該業務の履行に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルにおける必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

久喜市立学校給食センター調理・配送・配膳業務委託

### (2) 履行場所

久喜市立学校給食センター及び久喜市立小・中学校

### (3) 業務内容

別紙「久喜市立学校給食センター調理・配送・配膳業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 契約期間

①準備期間 契約締結日から令和7年7月31日まで

②履行期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（5年間）

### (5) 見積限度額

2,606,740,000円（消費税及び地方消費税を含む5年間の総額）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

## 3 委託予定者選定方式

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式とする。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年久喜市告示第25号）第2条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 久喜市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成22年久喜市告示第27号）第3条の規定に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (6) 次のいずれかの学校給食調理業務の受託実績を有すること。
  - ①平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間において、1日当たり概ね5,000食（1調理場）以上の受託実績が通算3年以上ある。

- ② 1日当たり概ね8,000食以上（1調理場）以上の受託実績がある。
- (7) 別紙の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

## 5 スケジュール（契約までの事務手順）

事項	期間等
公募開始	令和6年5月10日（金）
現地説明会の申込期限	令和6年5月21日（火）正午まで
現地説明会	令和6年5月23日（木）
質問書の提出期限	令和6年5月28日（火）正午まで
質問書の回答	令和6年6月 5日（水）
参加申込書類の提出期限	令和6年6月10日（月）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和6年6月14日（金）
企画提案書類提出期限	令和6年6月21日（金）午後5時まで
1次審査（書類審査）結果通知	令和6年7月 3日（水）
2次審査（プレゼンテーション）実施	令和6年7月10日（水）
選考結果通知	令和6年7月下旬

※ スケジュールについては、都合により変更となることがあるため、変更となった場合は、市ホームページ等により周知することとする。

## 6 現地説明会の開催

現地説明会に参加したい事業者は、事前に「現場説明会参加申込書（様式第1号）」を電子メールで提出すること。

事項	内容
開催日	令和6年5月23日（木）午後3時30分から午後4時30分まで （受付開始：午後3時10分）
開催場所	久喜市立学校給食センター
申込期限	令和6年5月21日（火）正午まで
申込先	久喜市教育委員会学校給食課 kyushoku@city.kuki.lg.jp ※メール送信後は、担当まで受信確認の電話をすること。
その他	①参加人数は、1事業者につき2名までとする。 ②参加者は、細菌検査結果（説明会開催日から1か月以内に実施したもの）を申込時に電子メールで提出すること。（形式：pdf） ③白衣・帽子・マスク・靴（汚染区域用・非汚染区域用）は各自用意すること。 ④本説明会への参加は任意とし、参加の有無は審査に影響しない。

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次により「質問書（様式第2号）」を電子メールで提出すること。なお、電話や口頭による質問には応じない。

(1) 提出期限

令和6年5月28日（火）正午まで

(2) 提出先（メールアドレス）

久喜市教育委員会学校給食課 kyushoku@city.kuki.lg.jp

※メール送信後は、担当まで受信確認の電話をすること。

(3) 回答

本業務に係る質問及び回答は、市ホームページに令和6年6月5日（水）までに掲載する。回答内容は本実施要領及び仕様書等関係書類への追加又は修正とみなす。

## 8 参加申込み

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

事項	内容
提出書類	①参加表明書（様式第3号） ②参加資格要件確認誓約書兼確認同意書（様式第4号） ③事業者概要書（様式第5号） ④受託業務実績書（様式第6号） ⑤その他参加資格審査提出書類（別紙参照） ⑥会社概要パンフレット又はそれに準ずるもの <b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>提出書類は纏めてホッチキスで綴じること。</li><li>③④については、令和6年4月1日現在とする。</li><li>⑤については、参加表明書の提出時、久喜市の物品等入札参加資格者名簿に登載されている場合は省略することができる。</li></ul>
部 数	各1部
提出期限	令和6年6月10日（月） 午後5時まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は必着とし、受取日時及び配達したことを証明できる方法による。郵送事故等について、市は一切の責任を負わないものとする。
提出先	久喜市教育委員会学校給食課 〒346-0033 埼玉県久喜市清久 500-8（久喜市立学校給食センター内）

### (2) 参加資格審査結果の通知

市は、提出書類に基づき応募者の参加資格を審査し、審査終了後、令和6年6月14日（金）までに、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に、「プロポーザル参加資格審査結果通知書」を送付する。

## 9 企画提案書類の提出

### (1) 提出書類

「プロポーザル参加資格審査結果通知書」により、参加資格を有すると認められた

者は、次により書類を提出すること。

事項	内容
提出書類	①企画提案書表紙（様式第7号） ②企画提案書 ※以下「(2) 企画提案書の内容について」を参照 ③見積書（様式第8号） ④見積金額内訳書（様式第9号）
部 数	正本1部、副本15部
提出期限	令和6年6月21日（金） 午後5時まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は必着とし、受取日時及び配達したことを証明できる方法による。郵送事故等について、市は一切の責任を負わないものとする。
提出先	久喜市教育委員会学校給食課 〒346-0033 埼玉県久喜市清久 500-8（久喜市立学校給食センター内）

## (2) 企画提案書の内容について

上記提出書類「②企画提案書」は、仕様書及び「1.1 審査評価基準」を参照し、具体的に記載すること。なお、様式については任意であるが、以下の事項については必ず記載すること。

- ア 業務従事者の配置計画・業務実施体制について
- イ 衛生管理体制について
- ウ 食物アレルギー対応について
- エ 食育への対応について
- オ 地産地消の推進について
- カ おいしい学校給食の提供について
- キ その他の取組み

## (3) 提出書類作成上の注意点

- ア 提出書類は、日本工業規格によるA4判の規格にて左綴じで作成し、ホッチキスで綴じて、提出すること。
- イ 任意様式以外の提出書類は、市ホームページからダウンロードした様式を使用し、作成すること。
- ウ 「②企画提案書」は、任意様式で25ページ以内とする。なお、必要に応じてA3判用紙を用いることも可とするが、2ページ分として換算することとする。
- エ 企画提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表等を適宜使用するなど、具体的で明確に作成すること。
- オ 仕様書に記載のない事項であっても、必要と思われる事項があれば積極的に提案すること。
- カ 責任をもって必ず履行できる内容で提案すること。
- キ 見積書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。
  - ・見積金額は5年間の合計金額を記載すること。（様式第8号）

- ・見積書の詳細な内訳として見積内訳書（様式第9号）を添付すること。
- ・見積書には、会社印及び代表者印を押印すること。
- ・見積額が「2 業務概要（6）見積上限額」を超える場合、又は、異常に少額であるなど、本委託業務の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とする。

## 10 審査

「11 審査評価基準」に基づき、以下により審査及び優先交渉権利者の選定を行うこととする。

### (1) 1次審査

5者以上から企画提案書類の提出があった場合、提出書類の内容について書類審査を行い、2次審査参加者を決定する。

1次審査通過者は、4者以内とし、審査結果は、令和6年7月3日（水）に企画提案書類提出者全員に通知する

### (2) 2次審査の実施

提出書類等の内容について、以下の通りプレゼンテーションを受け評価する。なお、詳細については、1次審査通過者に別途通知するものとする。

事項	内容
実施日	令和6年7月10日（水）
場所	久喜市立学校給食センター
参加人数	3人以内
説明時間	40分以内 提案書説明20分、質疑応答15分、準備撤収5分を予定
説明内容	原則として、提出した「企画提案書」に基づき説明すること。 なお、企画提案書に記載のない追加資料や、実物の提供は認めない。
機器類	プロジェクターとスクリーンは市で用意するが、パソコンは提案者が準備すること。

### (3) 優先交渉権利者の選定

- ア 2次審査の評価において、最高点となる提案を行った提案者を優先交渉権利者に選定するとともに、以下次順位者を選定する
- イ 2次審査の評価点が高点の場合は、1次審査の評価点が高い提案者を上位とする。
- ウ 上記ア、イともに同点の場合は、見積額の安価な提案者を上位とする。
- エ 優先交渉権利者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位者となった提案者のうち、順位が上位のものから交渉を行うことができる。
- オ 優先交渉権利者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではない。

## 1.1 審査評価基準

項目1～8については、「評価基準」の欄に記入されていることのほか、特筆すべきことがあれば積極的に提案すること。

	評価項目	評価基準	配点
1	業務の受託実績等	事業者の規模、経営状況 学校給食調理業務の受託実績	10
2	業務従事者の配置・ 業務実施体制	適正かつ効率的な人員配置 責任者や有資格者の配置 業務実施体制・指揮命令系統 業務従事者への教育、研修体制	20
3	衛生管理体制	学校給食衛生管理基準を遵守した衛生管理体制及び内容 衛生管理に関する研修、検査の体制 食中毒や異物混入等防止対策及び発生時の対応	15
4	食物アレルギー対応	食物アレルギー専用調理室への専任調理員の配置 食物アレルギー対応食の実施体制 食物アレルギー対応拡大への順応力	15
5	食育への対応	食育に関する独自の取組み 食育に関する本市との協力体制	10
6	地産地消の推進	地産地消の推進に関する考え方 久喜市産農産物の受入れ体制 長期休業期間を利用した加工食品の調理に対する取組み	10
7	おいしい学校給食の 提供	安全・安心な給食を安定的に提供するための取組み 埼玉県ーおいしい給食に提供に関する取組み（手作りメニューや新メニューの対応など） 調理終了後、2時間喫食が可能な運営体制	10
8	その他の取組み	ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み、地域貢献に関する取組み、市の負担軽減に関する取組み、提案者ならではの特筆すべき取組み等	10
9	見積額	価格評価 積算根拠の妥当性	20
合計			120

## 1.2 審査結果の通知

令和6年7月下旬

審査結果は、2次審査参加者全員に通知する。

なお、選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じない。

## 1.3 結果の公表

次の事項について、契約締結後、市ホームページに掲載するとともに、担当課において閲覧に供する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要及び履行期間
- (3) 受注者の名称・契約額
- (4) 選定の審査結果
- (5) その他必要な事項

#### 1 4 成立要件

提案者が1者の場合でも、原則として2次審査の評価を行い、選定委員会がその企画提案書等について、本実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を候補者として選定するものとする。

#### 1 5 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為や審議に反する行為があった場合

#### 1 6 契約の締結等

- (1) 本業務の契約締結は、令和6年8月を予定とする。
- (2) 優先交渉権利者の提案内容を再確認し、業務内容等の調整を行った上で仕様書を作成する。その仕様書に基づき、優先交渉権利者から再度見積書を徴収し、その見積額に基づき、契約を締結する。ただし、優先交渉権利者との協議が整わない場合、次順位者と同様のことを行う。

#### 1 7 その他留意事項

- (1) 提案に要する一切の経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (4) 提出書類は、委託業者の選定を行うにあたり、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、市がこのプロポーザル結果の報告、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、久喜市情報公開条例（平成22年条例第12号）に基づき、提出書類を公開する。
- (7) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を提出するものとする。
- (8) 参加表明後において、「4 参加資格」に定める要件を欠いたときは、速やかに申し

出なければならず、この場合は参加資格を失うものとする。参加者が優先交渉権利者に選定された後も同様とする。

(9) その他必要な事項については、協議のうえ、決定する。

## 18 書類等提出先

久喜市教育委員会 学校給食課（久喜市立学校給食センター内） 石川

所在地 〒346-0033 埼玉県久喜市下清久500-8

連絡先 電話：0480-22-8989

FAX：0480-22-1100

メール：kyushoku@city.kuki.lg.jp